

令和3年11月30日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 菫 敏

「B.1.1.529 系統の変異株 (オミクロン株)」の発生を踏まえたサーベイランス体制の強化について

今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部 (局) 宛てに標記に係る事務連絡がなされましたので、ご連絡いたします。

本事務連絡は、南アフリカ等で確認された新たな変異株である「B.1.1.529 系統 (オミクロン株)」が懸念される変異株に指定されたため、自治体に対し、ゲノムサーベイランスの徹底をお願いするものです。

同株については、国立感染症研究所によるリスク評価「SARS-CoV-2 の変異株 B.1.1.529 系統 (オミクロン株) について 第2版」(別添) が公表されております。

関連事務連絡「入国者等に対する健康フォローアップの実施に当たっての留意点について (再周知)」についても併せてご連絡いたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する情報提供のほど、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡  
令和 3 年 11 月 28 日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

「B.1.1.529 系統の変異株（オミクロン株）」の発生を踏まえたサーベイランス体制の強化について（要請）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

今般、南アフリカ等で確認された新たな変異株である「B.1.1.529 系統（オミクロン株）」については、国立感染症研究所によるリスク評価「SARS-CoV-2 の変異株 B.1.1.529 系統（オミクロン株）について 第 2 版」（別添）が本日付で公表され、懸念される変異株に指定されたため、ゲノムサーベイランスの徹底をお願いすることとなりました。

貴職におかれては、下記について内容を御了知の上、ゲノムサーベイランスの徹底をお願いします。なお、追って、変異株 PCR 検査の再開の依頼を行うことを予定しておりますことを申し添えます。

また、上記感染症研究所のリスク評価において、個人の基本的な感染予防策としては、変異株であっても、従来と同様に、3密の回避、特に会話時のマスクの着用、手洗いなどの徹底が推奨されていますので、基本的な感染対策の徹底について住民への周知をお願いいたします。

なお、詳細について、通知又は事務連絡により改めてお示しする予定です。

## 記

### 1.ゲノム解析について

B.1.1.529 系統（オミクロン株）の発生や変異株の動向を監視するため、自治体主体の全ゲノム解析を、従来お願いしている実施率 5 -10%に関わらず、現時点では、できる限り多くの検体（Ct 値 30 以下）について、ゲノム解析の実施をお願いします。特に、入国後 14 日以内の入国者及び帰国者が SARS-CoV-2 陽性と判定された場合には、滞在国に関わらず、速やかにゲノム解析の実施をお願いします。

全ゲノム解析により変異株の系統が確定している者からの感染経路が明らか（例えば、同居している、同じ仕事場でいつも顔を合わせる、学校や保育園のクラス内での発生など）である場合は、ゲノム解析の実施は不要です。一方、感染経路が明

らかかどうか判断できない場合は、ゲノム解析の実施を検討ください。

## 2. 変異株 PCR 検査の実施について

変異株 B.1.1.529 系統（オミクロン株）については、感染症研究所において、オミクロン株である可能性を検出するための変異株 PCR 検査の手法の確立に取り組むこととしています。変異株 PCR 検査の手法が確立できし次第、変異株 PCR 検査の再開を依頼することとなりますので、ご承知おきください。

**SARS-CoV-2 の変異株 B.1.1.529 系統（オミクロン株）について（第 2 報）**

2021 年 11 月 28 日

国立感染症研究所

WHO は 2021 年 11 月 24 日に B.1.1.529 系統を監視下の変異株（Variant Under Monitoring; VUM）に分類したが(WHO. Tracking SARS-CoV-2 variants)、同年 11 月 26 日にウイルス特性の変化可能性を考慮し、「オミクロン株」と命名し、懸念すべき変異株（Variant of Concern; VOC）に位置づけを変更した(WHO. Classification of Omicron (B.1.1.529) )。同じく、欧州 CDC（ECDC）も、11 月 25 日時点では同株を注目すべき変異株（Variant of Interest; VOI）に分類していたが(ECDC. SARS-CoV-2 variants of concern as of 25 November 2021)、11 月 26 日に VOC に変更した(ECDC. Threat Assessment Brief)。

2021 年 11 月 26 日、国立感染症研究所は、PANGO 系統で B.1.1.529 系統に分類される変異株を、感染・伝播性、抗原性の変化等を踏まえた評価に基づき、注目すべき変異株（VOI）として位置づけ、監視体制の強化を開始した。2021 年 11 月 28 日、国外における情報と国内のリスク評価の更新に基づき、B.1.1.529 系統（オミクロン株）を、懸念すべき変異株（VOC）に位置づけを変更する。

**表 SARS-CoV-2 B.1.1.529 系統（オミクロン株）の概要**

PANGO 系統名	日本 感染研	WHO	EU ECDC	UK HSA	スパイクタンパク質受容体 結合ドメインの主な変異	検出報告国・地域数
B.1.1.529	VOC	VOC	VOC	International VUI	K417N, N440K, G446S, S477N, T478K, E484A, Q493K, G496S, Q498R, N501Y, Y505H	9 (南アフリカ、ボツワナ、香港、イスラエル、ベルギー、イギリス、イタリア、ドイツ*、チェコ*)

\*メディア情報より

**オミクロン株について**

- オミクロン株は基準株と比較し、スパイクタンパク質に 30 か所のアミノ酸置換（以下、便宜的に「変異」と呼ぶ。）を有し、3 か所の小欠損と 1 か所の挿入部位を持つ特徴がある。このうち 15 か所の変異は受容体結合部位（Receptor binding protein; RBD; residues 319-541）に存在する(ECDC. Threat Assessment Brief)。
- オミクロン株に共通するスパイクタンパク質の変異のうち、H655Y、N679K、P681H は S1/S2 フリン開裂部位近傍の変異であり、細胞への侵入しやすさに関連する可能性がある。nsp6 における 105-107 欠失はアルファ株、ベータ株、ガンマ株、ラムダ株にも存在する変異であり、免疫逃避に寄与する可能性や感染・伝播性を高める可能性がある。ヌクレオカプシドタンパク質における R203K、G204R 変異はアルファ株、ガンマ株、ラムダ株にも存在し、感染・伝播性を高める可能性がある (Department Health, South Africa. SARS-CoV-2 Sequencing & New Variant Update 25)。

## 海外での流行状況と評価

- 2021年11月27日時点で、南アフリカで77例(Department Health, South Africa. SARS-CoV-2 Sequencing & New Variant Update 25)、ボツワナで4例(Department Health, South Africa. SARS-CoV-2 Sequencing & New Variant Update 25)、香港で2例(CHP investigates six additional confirmed cases of COVID-19 and provides update on latest investigations on imported cases 12388 and 12404)、イスラエルで1例 (Government of Israel)、ベルギーで1例 (Genomic surveillance of SARS-CoV-2 in Belgium Report of the National Reference Laboratory)、英国で2例 (First UK cases of Omicron variant identified)、イタリアで1例 (GISAID accessed on Nov. 28)、ドイツで2例 (Two Omicron coronavirus cases found in Germany)、チェコで1例 (Omicron: Hospital confirms first Czech case of new Covid strain) が確認されている。
- 南アフリカにおいては、ハウテン州の COVID-19 患者数が増加傾向にある(New COVID-19 variant detected in South Africa – NICD, LATEST CONFIRMED CASES OF COVID-19 IN SOUTH AFRICA (25 November 2021) - NICD)。南アフリカでは、公共の場での常時のマスク着用、夜間の外出禁止、飲食店の時短営業、集会の人数制限、酒類の夜間販売停止等の対策が継続されていた(Disaster management act, 2002: Amendment of regulations issued in terms of section 27 (2))。
- 南アフリカハウテン州で2021年11月12日から20日までに採取された77検体すべてがB.1.1.529系統であった(Heavily mutated coronavirus variant puts scientists on Alert. Nature. 25 November 2021.)。他に100例以上の関連症例の存在が示唆されている(Urgent briefing on latest developments around the Covid-19 vaccination programme)。11月以降に遺伝子配列が決定された新型コロナウイルスの検出割合では、B.1.1.529系統が増加傾向で、2021年11月15日時点では75%以上を占めていた(Urgent briefing on latest developments around the Covid-19 vaccination programme)。
- 南アフリカにおいて、SGTF (後述：評価—「診断への影響」の項を参照) を利用したPCR検査では、11月中旬よりほとんどの地方で(オミクロン株と想定される)SGTFの検出が急増しており、特に、ハウテン州では、直近数日の間に50%以上の株がSGTFとなっている(ECDC; Threat Assessment Brief: ECDC, DOH RSA. SARS-CoV-2 Sequencing & New Variant Update 25)。
- 香港で報告された2症例のうち1例は2回のワクチン接種歴があり、10月下旬から11月にかけて南アフリカへの渡航歴があり、症状はなかった(CHP investigates six additional confirmed cases of COVID-19 and follows up on compulsory quarantine arrangement concerning three imported cases involving local air crew)。別の1例はカナダからの帰国者で、2回のワクチン接種歴があり、上記の症例と同じ検疫隔離用ホテルの向かいの部屋に滞在しており、発症を契機に検査を受け、陽性が判明した(CHP investigates three additional confirmed cases of COVID-19)。この2症例が滞在した2つの部屋と、同じ階の廊下と共用エリアの環境から検体が採取され、87検体中25検体が陽性であった。これらの陽性検体はいずれも陽性者2例が滞在した部屋から採取されたものであった (CHP provides update on latest investigations on COVID-19 imported cases 12388 and 12404)。
- 香港衛生署衛生防護中心 (Centre for Health Protection, CHP)の発表によると、南アフリカからの帰国者症例がサージカルマスクを着用せずにホテルの部屋のドアを開けた際に、別の1例が感染した可能性があるとしている (CHP provides update on latest investigations on COVID-19 imported cases 12388 and 12404)。CHPは症例が滞在した居室の左右隣3部屋に滞在していた者を隔離した。現在のところ、さらなる症例は報告されていない(CHP investigates six additional confirmed cases of COVID-19 and

provides update on latest investigations on imported cases 12388 and 12404, CHP provides update on latest investigations on COVID-19 imported cases 12388 and 12404)。

- ボツワナで報告された4例は渡航者であり、2021年11月11日にボツワナから出国する際の検疫で探知された (Botswana Government)。ボツワナから初期に GSAID に登録された5検体は、南アフリカから GSAID に登録された株との関連が示唆される (Genomic surveillance of SARS-CoV-2 in Belgium Report of the National Reference Laboratory \*)。ただし、アフリカ地域において、最近30日以内に GSAID に遺伝子配列を登録している国は、ボツワナと南アフリカのみである (ECDC; Threat Assessment Brief)。
- イスラエルで報告された1例は、マラウイから帰国したワクチン接種歴のある症例であった。その他、イスラエル国外からの帰国者2例が疑い例として検査を受けており、現在隔離されている (Government of Israel)。
- ベルギーからは、トルコ経由でエジプトから渡航した若年女性1例が報告された。この症例は、ワクチン接種歴がなく、過去の感染歴は確認されていない。この症例で、南アフリカやアフリカ南部地域への渡航歴は確認されていない。現在、この症例は、インフルエンザ様の症状があるが重症ではない (Genomic surveillance of SARS-CoV-2 in Belgium Report of the National Reference Laboratory )。
- 英国から2021年11月27日に報告された2症例は互いに関連があり、また南アフリカ渡航への関与が確認された。2症例の家族は検査を実施した上で自主隔離が要請されている。現在、この2症例の接触者調査が進行中である (First UK cases of Omicron variant identified)。

## 国内での検出状況

- ゲノムサーベイランスでは、国内及び検疫検体に B.1.1.529 系統に相当する変異を示す検体は検出されていない (2021年11月27日時点)。

## 評価

- オミクロン株については、ウイルスの性状に関する実験的な評価はまだなく、また、疫学的な評価を行うに十分な情報が得られていない状況である。年代別の感染性への影響、重篤度、ワクチンや治療薬の効果についての実社会での影響、既存株感染者の再感染のリスクなどへの注視が必要である。
- 感染・伝播性への影響
  - 南アフリカにおいて流行株がデルタ株からオミクロン株に急速に置換されていることから、オミクロン株の著しい感染・伝播性の高さが懸念される (WHO: Classification of Omicron (B.1.1.529), ECDC; Threat Assessment Brief)。
- 免疫への影響
  - オミクロン株の有する変異は、これまでに検出された株の中で最も多様性があり、感染・伝播性の増加、既存のワクチン効果の著しい低下、及び再感染リスクの増加が強く懸念される (ECDC; Threat Assessment Brief) 。
  - スパイクタンパク質へ実験的に変異を20ヶ所入れた合成ウイルスを用いた実験で、既感染者及びワクチン接種者の血清で高度な免疫逃避が確認されたとする報告がある。オミクロン株においても、このような多重変異によるワクチン効果の低下及び再感染の可能性が懸念される

(High genetic barrier to SARS-CoV-2 polyclonal neutralizing antibody escape. Nature.)。

- 重篤度への影響
  - 現時点では重篤度の変化については、十分な疫学情報がなく不明である。
- 診断への影響
  - 国立感染症研究所の病原体検出マニュアルに記載の PCR 検査法のプライマー部分に変異は無く、検出感度の低下はないと想定される。
  - オミクロン株は国内で現在使用される SARS-CoV-2PCR 診断キットでは検出可能と考えられる。
  - Thermo Fisher 社 TaqPath において採用されているプライマーにおいて、ORF1, N, S 遺伝子の PCR で S 遺伝子が検出されない (S gene target failure; SGTF と呼ばれる) 特徴をもつ。一方で、これまで多くの国で流行の主体となっているデルタ株では S 遺伝子が検出されることから、この特徴を利用し、オミクロン株の代理マーカーとして、SGTF が利用できる (WHO: Classification of Omicron (B.1.1.529))。SGTF はアルファ株でもみられ、代理マーカーとして使用された。
  - 抗原定性検査キットについては、ヌクレオカプシドタンパク質の変異の分析で診断の影響はないとされるが、南アフリカ政府において検証作業が進められている。(NCID: Frequently asked questions for the B.1.1.529 mutated SARS-CoV-2 lineage in South Africa)
- 疫学的拡大状況
  - 南アフリカにおけるハウテン州を含めた多くの地域での急速な感染拡大については、イベント等による人々の社会的接触機会の増大や、他の変異株の影響等の要因も排除できない。南アフリカではウイルスの遺伝子配列決定数は感染者数に対して僅かであり、また地域差もあることを考慮して解釈する必要がある。南アフリカでの感染者数の急増における本変異株の寄与の程度はまだ明らかではないが、ほとんどの地方で SGTF 検出が急速に増加していること、ボツワナやマラウイからの渡航者で症例が確認されていることを考慮するとオミクロン株が南部アフリカ地域で増加している可能性が高い。
  - 症例が報告されていないエジプトからの渡航者における輸入例が検出されていること、またアフリカ地域においてゲノムサーベイランスが十分に実施されていない国もあることを考慮すると、他のアフリカ地域でも、すでにオミクロン株による感染が拡大している可能性がある。
  - 南部アフリカ地域との人の往来の多い国においては、探知されていない輸入例が発生している可能性がある。さらに、それらの国でゲノムサーベイランスの質が十分でない場合はオミクロン株による感染拡大の程度が過少評価されている可能性がある。
  - ゲノムサーベイランス上は、B.1.1.529 系統と想定されるウイルスの検疫・国内検出例はまだなく、現時点で国内でのオミクロン株による感染拡大を示唆する所見はない。日本では、オミクロン株による症例の発生が報告されている地域との人の往来は限定的であるものの、今後国内で検知される可能性はありうる。引き続きゲノムサーベイランスで検疫・国内での監視を行う。

## 基本的な感染対策の推奨

- 個人の基本的な感染予防策としては、変異株であっても、従来と同様に、3密の回避、特に会話時のマスクの着用、手洗いなどの徹底が推奨される。

## 参考文献

- Botswana Government. New COVID 19 Variant detected in Botswana. <https://twitter.com/BWGovernment/status/1463874240130785280>
- Callaway, Ewen. Heavily mutated coronavirus variant puts scientists on Alert. Nature. 25 November 2021. doi: 10.1038/d41586-021-03552-w. Online ahead of print.
- 香港衛生署衛生防護中心. Center for Health Protection, Brand Hong Kong. CHP investigates six additional confirmed cases of COVID-19 and provides update on latest investigations on imported cases 12388 and 12404. <https://www.info.gov.hk/gia/general/202111/25/P2021112500379.htm>
- 香港衛生署衛生防護中心. Center for Health Protection, Brand Hong Kong. CHP investigates six additional confirmed cases of COVID-19 and follows up on compulsory quarantine arrangement concerning three imported cases involving local air crew. <https://www.info.gov.hk/gia/general/202111/15/P2021111500581.htm>
- 香港衛生署衛生防護中心. Center for Health Protection, Brand Hong Kong. CHP investigates three additional confirmed cases of COVID-19. <https://www.info.gov.hk/gia/general/202111/20/P2021112000410.htm>
- 香港衛生署衛生防護中心. Center for Health Protection, Brand Hong Kong. CHP provides update on latest investigations on COVID-19 imported cases 12388 and 12404. <https://www.info.gov.hk/gia/general/202111/22/P2021112200897.htm>
- Department Health, Republic of South Africa. SARS-CoV-2 Sequencing & New Variant Update 25 November 2021. <https://sacoronavirus.co.za/2021/11/25/sars-cov-2-sequencing-new-variant-update-25-november-2021/>
- Department of Health and Social Care, UK Health Security Agency, and Department for Transport. Six African countries added to red list to protect public health as UK designates new Variant under Investigation. <https://www.gov.uk/government/news/six-african-countries-added-to-red-list-to-protect-public-health-as-uk-designates-new-variant-under-investigation>
- Department of Health and Social Care, UK Health Security Agency, and Department for Transport. First UK cases of Omicron variant identified. <https://www.gov.uk/government/news/first-uk-cases-of-omicron-variant-identified>
- European Centre for Disease Prevention and Control. SARS-CoV-2 variants of concern as of 25 November 2021. <https://www.ecdc.europa.eu/en/covid-19/variants-concern>
- European Centre for Disease Prevention and Control. Threat Assessment Brief: Implications of the emergence and spread of the SARS-CoV-2 B.1.1. 529 variant of concern (Omicron) for the EU/EEA. [Threat Assessment Brief: Implications of the emergence and spread of the SARS-CoV-2 B.1.1. 529 variant of concern \(Omicron\) for the EU/EEA \(europa.eu\)](https://www.ecdc.europa.eu/en/Threat-Assessment-Brief-Implications-of-the-emergence-and-spread-of-the-SARS-CoV-2-B.1.1.529-variant-of-concern-Omicron-for-the-EU-EEA)



- GISAID. VOC Omicron GR/484A(B.1.1.529) first detected in Botswana/Hong Kong/South Africa. <https://www.gisaid.org/hcov19-variants/>
- Government of Israel. The variant discovered in South African countries was identified(機械翻訳). <https://www.gov.il/he/departments/news/26112021-01>
- The Khaleej Times. Omicron: Hospital confirms first Czech case of new Covid strain. <https://www.khaleejtimes.com/coronavirus/omicron-hospital-confirms-first-czech-case-of-new-covid-strain>
- National Institute For Communicable Diseases, South Africa. New COVID-19 variant detected in South Africa. <https://www.nicd.ac.za/new-covid-19-variant-detected-in-south-africa/>
- National Institute For Communicable Diseases, South Africa. Latest Confirmed Cases Of COVID-19 In South Africa (25 November 2021). <https://www.nicd.ac.za/latest-confirmed-cases-of-covid-19-in-south-africa-25-november-2021/>
- National Institute For Communicable Diseases, South Africa. FREQUENTLY ASKED QUESTIONS FOR THE B.1.1.529 MUTATED SARS-COV-2 LINEAGE IN SOUTH AFRICA. <https://www.nicd.ac.za/frequently-asked-questions-for-the-b-1-1-529-mutated-sars-cov-2-lineage-in-south-africa/>
- National Reference Laboratory, UZ Leuven and KU Leuven. Genomic surveillance of SARS-CoV-2 in Belgium. Situation update. 26 of November 2021 (report 2021\_56). [https://assets.uzleuven.be/files/2021-11/genomic\\_surveillance\\_update\\_211126.pdf](https://assets.uzleuven.be/files/2021-11/genomic_surveillance_update_211126.pdf)
- News24. Urgent briefing on latest developments around the Covid-19 vaccination programme. <https://www.youtube.com/watch?v=Vh4XMueP1zQ>
- Republicworld.com. Omicron variant: Germany, Czech Republic report first cases of new COVID strain. <https://www.republicworld.com/world-news/europe/omicron-variant-germany-czech-republic-report-first-cases-of-new-covid-strain.html>
- Reuters. Two Omicron coronavirus cases found in Germany. <https://www.reuters.com/world/europe/suspected-omicron-case-found-germany-regional-minister-2021-11-27/>
- Schmidt, Fabian., Weisbum, Yiska., Rutkowska, Magdalena., et al. High genetic barrier to SARS-CoV-2 polyclonal neutralizing antibody escape. Nature. 2021 Sep 20. doi: 10.1038/s41586-021-04005-0. Online ahead of print.
- South African Government. Disaster management act, 2002: Amendment of regulations issued in terms of section 27 (2). [https://www.gov.za/sites/default/files/gcis\\_document/202110/45253rg11342gon960.pdf](https://www.gov.za/sites/default/files/gcis_document/202110/45253rg11342gon960.pdf)
- World Health Organization. Tracking SARS-CoV-2 variants. <https://www.who.int/en/activities/tracking-SARS-CoV-2-variants/>
- World Health Organization. Classification of Omicron (B.1.1.529): SARS-CoV-2 Variant of Concern. [https://www.who.int/news/item/26-11-2021-classification-of-omicron-\(b.1.1.529\)-sars-cov-2-variant-of-concern](https://www.who.int/news/item/26-11-2021-classification-of-omicron-(b.1.1.529)-sars-cov-2-variant-of-concern)

## 注意事項

- 迅速な情報共有を目的とした資料であり、内容や見解は情勢の変化によって変わる可能性がある。

## 更新履歴

第2報 2021/11/28

第1報 2021/11/26

事務連絡  
令和3年11月29日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症  
対策推進本部

入国者等に対する健康フォローアップの実施に当たっての留意点について（再周知）

地域保健行政の推進につきましては、日頃より御高配を賜り厚く御礼申し上げます。  
入国者に対する健康フォローアップの実施については、  
「入国者等に対する健康フォローアップの実施に当たっての留意点について」（令和3年7月7日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡、別添1）  
「入帰国者への健康観察フォローアップ対応についてよくある質問」（令和3年10月26日更新、別添2）  
に基づき、各保健所において実施に努めていただいているところと存じます。

今般、新たな変異株であるB.1.1.529株（オミクロン株）発生が南アフリカ共和国において確認されました。オミクロン株は令和3年11月28日付けで「SARS-CoV-2の変異株B.1.1.529系統（オミクロン株）について（第2報）」（国立感染症研究所）が発出され、「懸念すべき変異株（VOC）」に位置付けられたところです。

また、これに伴い「B.1.1.529系統の変異株（オミクロン株）」の発生を踏まえたサーベイランス体制の強化について（要請）」（令和3年11月29日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡、別添3）が発出されております。

こうした世界的なオミクロン株を取り巻く感染状況を踏まえ、入国者等に対して実施している健康フォローアップ等において、症状を呈した方や濃厚接触者の可能性がある方が確認された等の場合には、入国者健康確認センターと各保健所が一層連携して、早期の陽性者把握や感染拡大防止に向けた対応が必要となります。

つきましては、別添1、2に加えて別添3を改めてご参照いただき、入国者等が濃厚接触の可能性があるとされた場合の対応や入国者等に対する健康フォローアップ及び健康観察が遺漏なく実施できるよう改めてご確認の上、ご対応をお願いします。特に、濃厚接触者と特定した場合には速やかに陽性者を把握する観点から、検査の実施に向け、とりわけ積極的なご対応をお願いいたします。

都道府県、保健所設置市及び特別区におかれましては、この点についてご了知の上、以上の業務を保健所において適切に実施できるよう、体制整備に努めていただきますようお願いいたします。

[担当] 新型コロナウイルス感染症対策推進本部  
保健班 守川・近藤  
TEL 03-5253-1111 (内線 2391/2392)  
03-3595-2190 (夜間直通)

事務連絡  
令和3年7月7日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部(局) 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症  
対策推進本部

### 入国者等に対する健康フォローアップの実施に当たっての留意点について

平素より新型コロナウイルス感染症の拡大防止施策の実施にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の水際対策強化の一環として、本年1月20日より、入国者健康確認センター(本年3月18日に「新型コロナウイルス感染症特定流行国滞在者健康確認センター」から改称。以下「センター」という。)を立ち上げ、保健所における業務軽減のため、国において、入国後14日間、全ての国・地域からの入国者等の健康フォローアップ及び自宅待機機の確認(以下「健康フォローアップ等」という。)を行っているところです。

また、この健康フォローアップ等においては、症状を呈した方や濃厚接触の可能性のある方が確認された場合には、検疫所や、厚生労働省新型コロナウイルス対策推進本部(以下「本部」という。)ないし、センターから管轄の保健所に連絡し、御対応をお願いしています(「新型コロナウイルス感染症の水際対策強化に係る入国者の健康フォローアップについて」(令和3年3月26日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)参照)。

今般、各自治体とセンターが一層の情報連携を図り、より円滑に効果的に健康フォローアップ等及び健康観察に係る業務の運営ができるよう、当該業務の実施に当たっての役割分担の整理などご留意いただきたい点をまとめましたので、お知らせします。

なお、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の関係者に対する健康フォローアップ等の実施に当たりご留意いただきたい点につきましては、別途お知らせすることとしておりますことを申し添えます。

## 記

### 1 入国者等に対する健康フォローアップ等及び健康観察

今般、保健所とセンターの役割分担を改めて明確にすることで、その重複と遺漏を無くし、各自治体の住民である入国者等の負担軽減を図りつつ、健康フォローアップ等及び健康観察を効果的に実施することを目的として、以下のとおり整理しましたので、御対応をお願いします。

なお、令和2年2月18日付け厚生労働省健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課検疫所業務管理室事務連絡「新型コロナウイルス感染症に関する都道府県等と厚生労働省健康フォローアップセンターの連携について」のとおり、検疫所は、検疫所で把握した新型コロナウイルス感染症に感染したおそれがある者を健康フォローアップ等の対象者として特定し、この対象者をとりまとめた名簿（以下「対象者名簿」という。）を作成し、対象者名簿を都道府県等に送付するとともに、「帰国者フォローアップシステム」にアップロードしています。都道府県等においては、健康フォローアップ等の実施に当たっては、対象者名簿や「帰国者フォローアップシステム」等も活用してご対応をお願いします。

加えて、保健所において健康観察を実施する際は、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（以下「**HER-SYS**」という。）をご活用ください。

#### (1) 入国後14日間の自宅待機期間中に症状を呈した者等

有症状者が受診・相談センターや保健所に直接連絡した場合

検疫所では、入国者等に対して、14日間の自宅待機期間中に、発熱、呼吸器症状等の症状を呈した場合は、受診・相談センター、保健所に連絡していただくよう誓約書などを通じてご案内しております。その結果、これらの症状を呈した方（以下「有症状者」という。）の多くが、受診・相談センターや保健所に直接連絡されています。

このような有症状者に対しては、「健康フォローアップ中に発熱等の症状を呈している方々について」（令和3年5月18日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）に基づき、検査の実施に向け、とりわけ積極的な御対応をいただくとともに、保健所において健康観察を実施して頂きますようお願いいたします。

また、各自治体におかれては、入国者等から直接連絡を受け、保健所に

において健康観察を開始した場合には、その旨を追ってお知らせする専用のメール又は電話により、速やかにセンターにご連絡いただけますようお願いいたします。

有症状者についてセンターから保健所に連絡した場合

センターが健康フォローアップ等を実施している入国者等であって、症状を呈していることをセンターで把握した方については、センターより当該入国者等の居住地（居住地と異なる場所に滞在していることを把握した場合には当該滞在地）を管轄する保健所に連絡するとともに、入国者本人に当該保健所に相談いただくようご案内しています。

このようにセンターから保健所に連絡した場合には、上記と同様に、検査の実施に向け、とりわけ積極的に御対応いただくとともに、センターによる健康フォローアップ等から、当該保健所による健康観察に切り替わるることについて、ご留意いただき、健康観察の実施に遺漏無きようお願いいたします。

さらに、上記又は の場合において、実施した検査の結果如何にかかわらず、引き続き保健所において健康観察を実施して頂きますようお願いいたします。

有症状者ではない陽性者について

入国後 14 日間（下記 1（2）の場合を除く。）の自宅待機期間中に、発熱、呼吸器症状等の症状を呈していませんが、入国者等の方が自身で民間検査機関等による自費検査を行政検査ではない形で受けた結果、陽性が判明した者については、本人から直接又は本人より連絡を受けたセンターを経由して保健所に連絡が入る場合があります。

この場合には、上記 及び と同様に、当該保健所において健康観察を実施して頂きますようお願いいたします。

## （2）入国時の検査や検疫所が確保する宿泊施設での待機中の検査で陽性が判明した者

入国者等について、入国時における検疫での検査や、検疫所が確保する宿泊施設での待機中の検査で陽性が判明した場合、検疫所は当該陽性者を医療機関または無症状療養のための宿泊施設に搬送し、退所基準を満たすまで管理します。このため、陽性者を検疫所で発見した際は、**HER-SYS**に入力することにより、当該検疫所の所在地を管轄する保健所に連絡しますが、退所基準を満たすまで検疫所で管理するため、保健所による健康観察は不要です。また、センターによる健康フォローアップ等も停止しま

す。

なお、退所基準を満たして医療機関等を退所した入国者等については、センター及び保健所による健康フォローアップ等及び健康観察の対象外となります。

## 2 濃厚接触の可能性のある者に対する健康フォローアップ等

### (1) 濃厚接触の可能性のある者の確認及び連絡

入国時における検疫での検査や、検疫所が確保する宿泊施設での待機中の検査の結果、入国者等のうち陽性となった者が判明し、その者が航空機搭乗時に感染性を有していた場合、本部において、航空会社から搭乗者リストを入手し、当該陽性者と濃厚接触している可能性のある者を確認しています。

本部は、濃厚接触の可能性のある者の情報を当該者の居住地（居住地と異なる場所に滞在していることを把握した場合には当該滞在地）を管轄する保健所及びセンターに対してメールにより連絡しています。また、センターからも確認のために当該保健所に連絡いたします。

各保健所におかれては、本部からの情報及び当該濃厚接触の可能性のある者へのヒアリングなどを踏まえて、濃厚接触者の特定をお願いするとともに、特定した場合には速やかに陽性者を把握する観点から、検査の実施に向け、とりわけ積極的な御対応をお願いします。

### (2) 健康フォローアップ等及び健康観察

濃厚接触者が **PCR** 検査の結果陽性であった場合

濃厚接触者と特定された者が **PCR** 検査の結果陽性となった場合には、保健所において、入院、宿泊療養又は自宅療養の判断、調整等を行うこととなり、センターによる健康フォローアップ等から保健所の対応に切り替わることにご注意ください。

濃厚接触者が **PCR** 検査の結果陰性であった場合等

濃厚接触者と特定された者が **PCR** 検査の結果陰性となった場合には、保健所による健康観察の対象となるとともに、センターによる健康フォローアップ等の対象となります。この場合において、担当保健所においては、当該者の健康状態に注意を払い、発熱や呼吸器症状、倦怠感等を含む新型コロナウイルス感染症の可能性のある症状が現れた場合、医療機関受診前に、保健所へ連絡するよう依頼するとともに、症状の軽重に



拠らず、検査の実施に向け、とりわけ積極的な御対応をお願いします。  
一方、センターにおいては、感染拡大防止の観点からの自宅待機の徹底のため、位置情報確認アプリによる位置情報報告を求めるほか、ビデオ通話等を実施することとなりますが、保健所による健康観察とは趣旨が異なるものであり、これをもって保健所が健康観察をしなくて良いということにはなりませんので、ご注意ください。

#### 濃厚接触者ではないと特定された者への対応

濃厚接触者ではないと特定された者（濃厚接触の可能性のある者の中には、保健所によるヒアリングの結果、予約とは異なる座席に座っていたことが判明するといった事例が見られます）への対応については、センターにおける健康フォローアップ等の対象となります。

また、本部より連絡があった濃厚接触の可能性のある者が、連絡を受けた保健所が管轄する地域とは異なる場所に滞在していた場合は、当該滞在地を管轄している保健所に連絡し、健康観察及び濃厚接触者と特定した場合の検査の実施に向けたとりわけ積極的な御対応をいただけるよう、保健所間の引き継ぎをお願いいたします。

以上、健康フォローアップ等及び健康観察の実施に当たって、ご留意いただきますようお願いいたします。

（担当）

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 保健班  
電話：03（5253）1111（内線8937）

## 別添 2

令和 3 年 9 月 10 日掲載

令和 3 年 10 月 6 日再掲

令和 3 年 10 月 26 日更新

### 入帰国者への健康観察フォローアップ対応についてよくある質問

平素より入帰国者への健康観察フォローアップにご対応いただきありがとうございます。先日、お知らせいたしました「入国者等に対する健康フォローアップの実施に当たっての留意点」（令和 3 年 7 月 7 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に対して、各自治体（保健所）から頂いたご質問を「よくある質問」に取りまとめました。ご参考にしていただけますと幸いです。

また、濃厚接触候補者及び有症状者に関する管轄自治体（保健所）と入国者健康確認センター（以下「センター」という。）との連携方法及び入帰国者への対応方法についても再度留意点をまとめましたので、併せてご参照下さい。

#### 1. よくある質問について

別添 1 「入帰国者への健康観察フォローアップ対応よくある質問」をご参照下さい。

#### 2. 濃厚接触候補者（濃厚接触の可能性のある方）について

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部国際班より濃厚接触の可能性のある入帰国者のリストを受領されましたら、疫学調査の実施をお願いいたします。疫学調査実施後は以下の要領でセンターへの連絡及び健康観察フォローアップ等の対応をお願いします。入帰国者本人へもセンターより濃厚接触の可能性がある旨を通知しております。そのため、センターからの連絡よりも先に本人から管轄自治体（保健所）へ連絡が入る場合もあるかと思いますが、その場合にも以下の要領でご対応の程よろしくをお願いいたします。

なお、当該入帰国者が検疫所の指定する宿泊施設にて待機している場合は、施設退所後に各自治体（保健所）よりご連絡ください。

\* 別添 2 「濃厚接触候補者自治体連携フロー」をご参照ください。

- (1) 疫学調査の結果、当該入帰国者が濃厚接触者と特定された場合には、検査の実施に向け、とりわけ積極的に対応をお願いします。
- (2) 濃厚接触者について、検査結果が陽性の場合は、センターへご連絡ください。その連絡後から、健康観察の実施主体は管轄自治体（保健所）のみとなります。センターによるフォローアップは終了します。

(3) 一方、濃厚接触者で、検査結果が陰性の場合は、センターへの連絡は不要です。健康観察については、管轄自治体（保健所）にて実施していただきます。ただし、センターからはアプリ(My SOS)を通じて健康状態の報告を入帰国者本人へ依頼しています。その結果は帰国者フォローアップシステム上で管轄自治体（保健所）でもご確認いただけますので健康観察においてご活用ください。位置情報や居所の確認はセンターが引き続き実施いたします。

(4) 疫学調査の結果、濃厚接触者と特定されなかった場合には、センターへご連絡ください。この場合、健康フォローアップの実施主体は引き続きセンターとなりますので、管轄自治体（保健所）による健康観察は不要です。

### 3. 有症状者について

入帰国者本人もしくは入国者健康確認センター（以下、センター）より有症状である旨メールにて連絡が来ます。入帰国者本人が申告した居住地の自治体（保健所）が管轄となっておりますが、場合によっては滞在地が居住地とは異なることがあります。その場合は、自治体（保健所）間で情報連携をしていただきますようお願いいたします。

居住地（滞在地と居住地が異なる場合は滞在地）を管轄する自治体（保健所）において、以下の要領でセンターへの連絡及び健康観察フォローアップ等の対応をお願いします。

\*別添3「有症状者自治体連携フロー図」をご参照ください。

(1) 当該入帰国者へ連絡し、検査の実施に向け、とりわけ積極的に対応下さい。

(2) 検査結果及び健康観察を管轄保健所にて開始した旨をセンターへご連絡下さい。

(3) 検査結果如何にかかわらず、健康観察の実施主体は管轄保健所となります。センターからはアプリにて健康状態の報告を入国者本人へ依頼しています。その結果については、帰国者フォローアップシステム上で管轄自治体（保健所）でもご確認いただけますのでご活用ください。

\*管轄自治体（保健所）とセンターの健康フォローアップに関する分担については、別紙をご参照ください。

別紙

自治体連携フォローアップ分担

	センターへの連絡	健康観察		
		保健所健康観察(*1)	センター健康観察	センター健康観察回答依頼(*3)
陽性者	要	○	×	×
濃厚接触者 (PCR 陰性)	不要	○	×	○
濃厚接触者 不特定	要	×	○ (*2)	○
有症状者	要	○	×	○

\*1 アプリ（MySOS）による健康状態報告回答結果を帰国者フォローアップシステム上で保健所が確認し経過を観察することも可能

\*2 回答結果をセンターが確認し、有症状となれば自治体へ連携

\*3 アプリ（MySOS）で健康状態報告依頼通知を入帰国者へ送付

※入国者健康確認センターでは、一般の入帰国者については、アプリ（MySOS）を通じて、上記の表にある健康観察に加えて、位置情報確認（プッシュ通知）、居所確認（ビデオ通話）を実施しています。

(担当)

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 保健班

電話：03(5253)1111（内線：8077, 8230）

別添 1 入帰国者への健康観察フォローアップ対応よくある質問

番号	カテゴリー	質問	回答
1	帰国者 FU システム	帰国者フォローアップシステムは、いずれの自治体(保健所)で閲覧可能なのか。	都道府県・保健所設置市・特別区及び各保健所に利用者 ID が割り振られており、それぞれ付与された権限により閲覧・編集可能な範囲が異なります(例えば、都道府県本庁では域内全ての保健所で担当する入帰国者の情報を閲覧・編集可能ですが、保健所では、担当する入帰国者以外の情報は閲覧・編集できません)。
2	帰国者 FU システム	帰国者フォローアップシステムを利用するための利用者 ID を改めて付与してほしい。	利用者 ID・パスワードを確認したい場合は、本システムの運用を受託している、ビッグツリーテクノロジー&コンサルティングにメールにて問い合わせをお願いします。 〈問い合わせ先〉 ビッグツリーテクノロジー&コンサルティング メールアドレス：covid19@bigtreetc.com
3	帰国者 FU システム	帰国者フォローアップシステムを利用して、居住地を管轄する保健所から滞在地を管轄する保健所に健康フォローアップを実施する者を切り替える(引き継ぐ)ことは可能か。	帰国者フォローアップシステム上で、健康フォローアップ実施(担当する)保健所を変更することは可能です。ただし、担当保健所を変更した(引き継いだ)場合は、併せて電話等で引き継ぎ先の自治体(保健所)にご連絡をお願いします。 移譲方法は、帰国者フォローアップシステムマニュアル p17「基本情報の編集」、p19(*2)(*3)をご確認ください。

4	帰国者 FU システム	症状を呈している旨を自治体に連絡した入帰国者については、自動的に入国者健康確認センターによる健康フォローアップ等は終了するという事か。	入国者健康確認センターによる健康フォローアップ等は、入帰国者からの自治体への連絡のみをもって、終了することとはしていません。入国者健康確認センターにメールにてご一報ください。併せて質問 10 もご参照下さい。
5	帰国者 FU システム	保健所において有症状者の健康観察を開始した場合や、濃厚接触の可能性のある者が濃厚接触者か否か特定した場合、当該情報を帰国者フォローアップシステムに入力する必要があるか。	現時点では必ずしも入力が必要ではありません。疫学調査や検査の結果はメールにて入国者健康確認センターへご連絡ください。帰国者フォローアップシステムは、自治体（保健所）の業務軽減のために導入されたものです。本システムを活用して、有症状の方や濃厚接触の可能性のある方の健康観察を実施して頂くことが可能です。紙媒体で健康観察の結果を記録しているというような状況であれば、是非活用をご検討ください。なお、本システムを健康観察ツールとして必ず利用することを求めるものではありません。
6	自治体連携	入帰国者が自主的に空港周辺にホテルを借りて 14 日間滞在している場合で、濃厚接触者や有症状となった際にはどこの保健所が健康観察を行うのか。	健康観察は、滞在地を管轄する保健所が実施することになっています。ただし、有症状者の場合は、入国者健康確認センターは、帰国者フォローアップシステムの閲覧・編集権限を有する居住地を管轄する自治体(保健所)に連絡します。このため、システムを閲覧・編集する権限について、居住地を管轄する自治体（保健所）から滞在地を管轄する自治体（保健所）に移譲する作業を行って頂く必要があります。移譲方法は、帰国者フォローアップシステムマニュアル p17「基本情報の編集」、p19（*2）（*3）をご確認ください。

7	自治体連携	入帰国者が検疫所指定の宿泊施設（検疫ホテル）に滞在している間に陽性が判明し、陽性者として国が管理している療養用のホテルで療養中の間は、滞在地を管轄する保健所としてやるべきことはあるか。	検疫ホテルに滞在中の入帰国者が陽性になった場合は、滞在地及び居住地を管轄する保健所に対応いただくことはありません。
8	自治体連携	待機期間中に自治体を跨いで移動してきたという入帰国者から、移動先の保健所に連絡があった。特に症状も無く、濃厚接触者という訳でもないとのことだが、保健所として何かすべきことはあるか。	現時点では、症状が無いのであれば、他の一般の入帰国者と同じであり、入国者健康確認センターが当該入帰国者に対する健康フォローアップ等を実施します。その後、有症状となった場合には、居住地を管轄する自治体（保健所）へ本人もしくはセンターから連絡が行きます。健康観察等を実施するのは滞在地を管轄する保健所になりますので、滞在地が居住地とは異なる場合は、帰国者フォローアップシステムの閲覧・編集権限を滞在先管轄自治体（保健所）へ移譲してください。 移譲方法は、帰国者フォローアップシステムマニュアル p17「基本情報の編集」、p19（*2）（*3）をご確認ください。
9	有症状者	有症状者について入国者健康確認センターが自治体（保健所）に連絡する対象はどのように決定しているのか、基準などがあれば教えて欲しい。	入国者健康確認センターでは、発熱、発熱2日以上、風邪症状のいずれかに該当する（左記の3つの条件に1つでも該当する）入帰国者を有症状者として自治体へ連絡する対象としています。

10	有症状者	<p>センターから連絡を受けた有症状者について、その後自治体（保健所）が行わなければならない対応を具体的に教えていただきたい。</p>	<p>有症状者の方に対する PCR 検査の実施については、とりわけ積極的に御対応いただくようお願いします。ご本人（有症状者の方）の希望の有無により検査実施を決定するのではなく、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、保健所からご本人へ、検査の受検に向けて積極的な調整をお願いします。</p> <p>保健所による健康観察を開始したら、入国者健康確認センターにメールにてご連絡をお願いいたします（※連絡先と連絡いただく事項は※のとおりです）。この連絡は、担当の各保健所からでも、まとめて都道府県庁からでも、いずれからの連絡でも構いません。入帰国者本人へセンターへの連絡を依頼するのではなく、管轄自治体（保健所）よりご連絡をお願いします。</p> <p>なお、入国者健康確認センターからの MySOS アプリによる健康状態の回答依頼は継続しています。回答結果は各自治体又は保健所から帰国者フォローアップシステムにて確認いただけますので、ご活用ください。ただし、健康観察等の実施主体は保健所に切り替わりますのでご注意ください。</p> <p>※別添の「有症状者自治体連携」フロー図もご参照ください。</p> <p>※連絡先と連絡して頂きたい事項</p> <p>○連絡先：入国者健康確認センターのメールアドレス： localgov@hco.mhlw.go.jp</p> <p>○連絡件名：有症状者健康観察開始（●●保健所）</p> <p>○記載事項：帰国者 ID（分かれば）、パスポート番号、生年月日。ただし、個人情報保護のため氏名の記載はお控えください。</p>
----	------	---	---



11	有症状者	有症状であった入帰国者の PCR 検査結果は陰性であった。今後、当該入帰国者について保健所でフォローする必要は無いと考えて良いか。	引き続き、保健所での健康観察が必要です。入帰国者が有症状となるまでは、センターでフォローしていますが、入帰国者が有症状となった時点で、健康観察等の実施主体は保健所に切り替わります。検査結果が陰性であっても、引き続き管轄保健所にて健康観察等を実施してください。なお、入国者健康確認センターからの MySOS アプリによる健康状態の回答依頼は継続しています。回答結果は各自治体又は保健所から帰国者フォローアップシステムにて確認いただけますので、ご活用ください。
----	------	---	--

12	有症状者	有症状で保健所に連携されてきた方は、待機緩和の対象になりますか。	対象外です。症状出現時の新型コロナウイルスの検査結果が陰性であっても、10日目（待機緩和可能な日）に症状が消失していても、待機緩和は不可となります。14日間管轄の自治体/保健所の方で健康観察を継続してください。
----	------	----------------------------------	---

13	濃厚接触者	保健所で濃厚接触者を特定した場合、その連絡はどこに行えばよいか。	<p>濃厚接触者と特定され、かつ、検査の結果陽性となった場合は、入国者健康確認センターへメールにてご連絡ください。濃厚接触者と特定され、かつ、検査の結果陰性であった場合には、入国者健康確認センターへの連絡は不要です。濃厚接触者と特定されなかった場合にも、入国者健康確認センターへメールにてご連絡ください。入帰国者本人へセンターへの連絡を依頼するのではなく、管轄自治体（保健所）よりご連絡をお願いします。</p> <p>これらの連絡は、担当の各保健所からでも、まとめて都道府県庁からでも、いずれからの連絡でも構いません。なお、いずれの場合も新型コロナウイルス感染症対策推進本部（国際班）に対する連絡は不要です。</p> <p>※別添の「濃厚接触候補者自治体連携」フロー図もご参照ください。</p> <p>※連絡先と連絡して頂きたい事項</p> <p>○連絡先：入国者健康確認センターのメールアドレス： localgov@hco.mhlw.go.jp</p> <p>○連絡件名：濃厚接触候補者に関する連絡（●●保健所）</p> <p>○記載事項：濃厚接触者と特定され、かつ、陽性であった旨又は濃厚接触者と特定されなかった旨。帰国者 ID（分かれば）、パスポート番号、生年月日。ただし、個人情報保護のため氏名の記載はお控えください。</p>
----	-------	----------------------------------	---

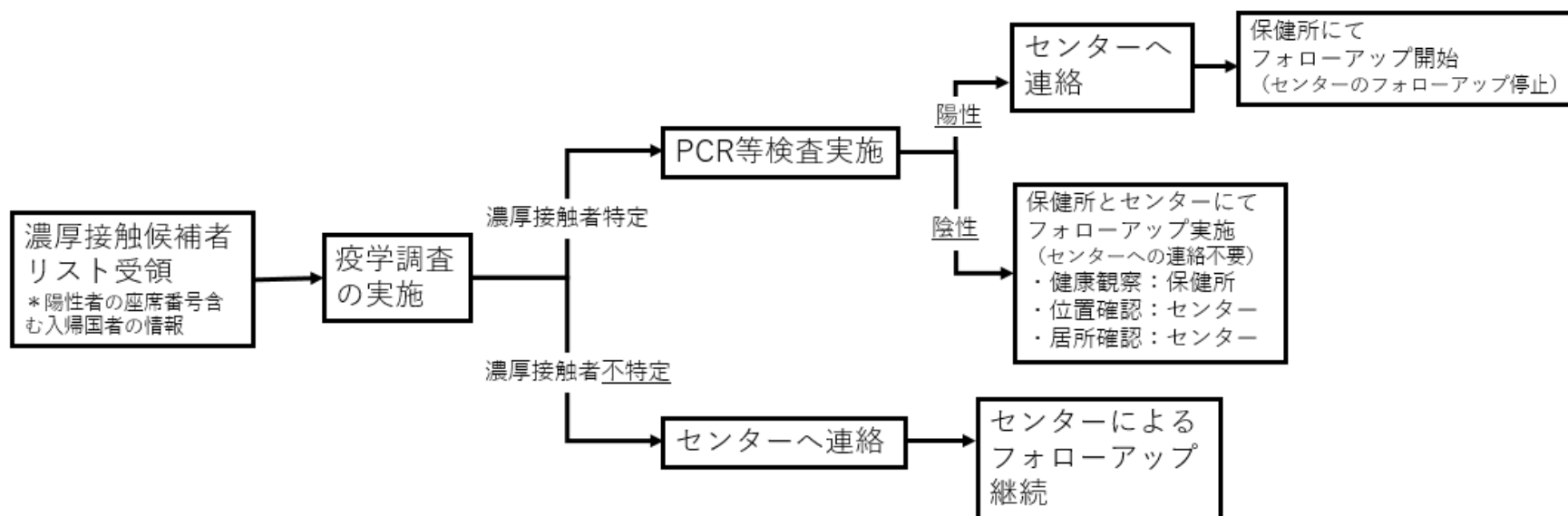
14	濃厚接触者	濃厚接触の可能性のある者の範囲については、陽性が判明した入国者の座っていた座席の前後2列と認識しているが、具体的にどのような範囲と決めているのか教えて頂きたい。	<p>陽性者の座られていた座席の列の前後2列を基本としています。前後2列とは、陽性者が20列の場合、18列・19列・20列・21列・22列の合計5列を言います（ただし、航空会社から得られる座席情報は予約時のものであるため、実際に着席された座席とは異なる場合があります）。</p> <p>通常、濃厚接触の可能性のある者の情報を提供する際には、新型コロナウイルス感染症対策推進本部（国際班）より、質問票に回答がある限りにおいて、次に掲げる情報を提供しています。これらの情報を踏まえて、濃厚接触者を特定して頂きたいと考えています。その際は、国立感染症研究所感染症疫学センターによる令和3年1月8日版の「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」をご参照ください。</p> <p>◎新型コロナウイルス感染症対策推進本部より提供している情報</p> <p>①到着日、到着空港、便名</p> <p>②陽性者の座席番号、本人の座席番号</p> <p>③性・名、誕生日、旅券番号、国籍</p> <p>④登録先の住所、（入国後の）滞在先・行程</p> <p>⑤電話番号・メールアドレス 等</p>
15	濃厚接触者	濃厚接触者と特定された方と、それ以外の方で、健康フォローアップ等の内容や方法は変わるのか。	<p>濃厚接触者と特定され検査の結果陰性だった場合であっても、健康観察は引き続き保健所でお願ひします。なお、入国者健康確認センターからMySOS アプリによる健康状態の回答依頼は継続しています。回答結果は各自治体又は保健所から帰国者フォローアップシステムにて確認いただけますので、ご活用ください。</p> <p>濃厚接触者と特定されなかった場合には、通常の入国者として入国者健康確認センターでフォローアップいたします。濃厚接触者でなかった旨</p>

			をセンターへご一報ください。連絡内容は質問 12 をご参照ください。
16	濃厚接触者	「①変異株に感染した者と濃厚接触の可能性のある者」と、「②変異株以外の感染者と濃厚接触の可能性のある者」との2パターンがあるが、①については連絡を受け取った都道府県・自治体として何か特別なことをしなければならないのか。	変異株の感染者と濃厚接触の可能性のある者と変異株以外の感染者と濃厚接触の可能性のある者として、健康観察という観点からは対応は変わりません。ただし、変異株の感染者の濃厚接触者と特定された方については、より積極的に PCR 検査を行ったり、国立感染症研究所への検体を提出したりするなどお願いしたいと考えています。
17	濃厚接触者	居住地を管轄する保健所から滞在地を管轄する保健所に入帰国者情報を引き継ぐ際は、濃厚接触者の特定や検査実施の有無等については、どちらの保健所が判断するのか。	滞在地を管轄する保健所が、濃厚接触者の特定や検査等の実施主体になります。
18	濃厚接触者	濃厚接触の可能性のある者の滞在地を管轄する保健所と、陽性者の滞在地を管轄する保健所とが別の（一致しない）場合、前者の保健所が、後者の保健所を飛び越えて陽性者に連絡を取り、情報を得て、濃厚接触者の特定に活用することは認められるか。	保健所間で連携し対応されることについては妨げるものではありません。ただし、濃厚接触の可能性のある者の滞在地を管轄する保健所が、陽性者に関してさらに情報を得たいと考えた場合は、陽性者の滞在地を管轄する保健所に依頼し、当該保健所から陽性者本人に連絡を行い、聞き取った情報を提供していただく方がよいかと思えます。陽性者の方が、2つの別の保健所から連絡を受けることは負担になり、また、混乱されることが考えられるからです。

19	濃厚接触者	濃厚接触者でも、検査結果が陰性であれば待機緩和になりますか。	濃厚接触者は待機緩和不可です。自治体/保健所におかれましては、濃厚接触候補者のリストが厚生労働省（国際班）から来ましたら、速やかに疫学調査をして頂き、濃厚接触者かどうかの特定をお願いいたします。濃厚接触者ではないという結果であれば、入国者健康確認センターへメール（ <a href="mailto:localgov@hco.mhlw.go.jp">localgov@hco.mhlw.go.jp</a> ）か電話（03-4329-1129）でご連絡下さい。自治体/保健所からの連絡をもって、濃厚接触者不特定とし、通常のフォローアップ、条件を満たした場合の待機期間短縮の対象といたします。不特定である場合には、 <u>入国後9日目にあたる日の18時まで</u> にその旨センターへお知らせください。
----	-------	--------------------------------	--

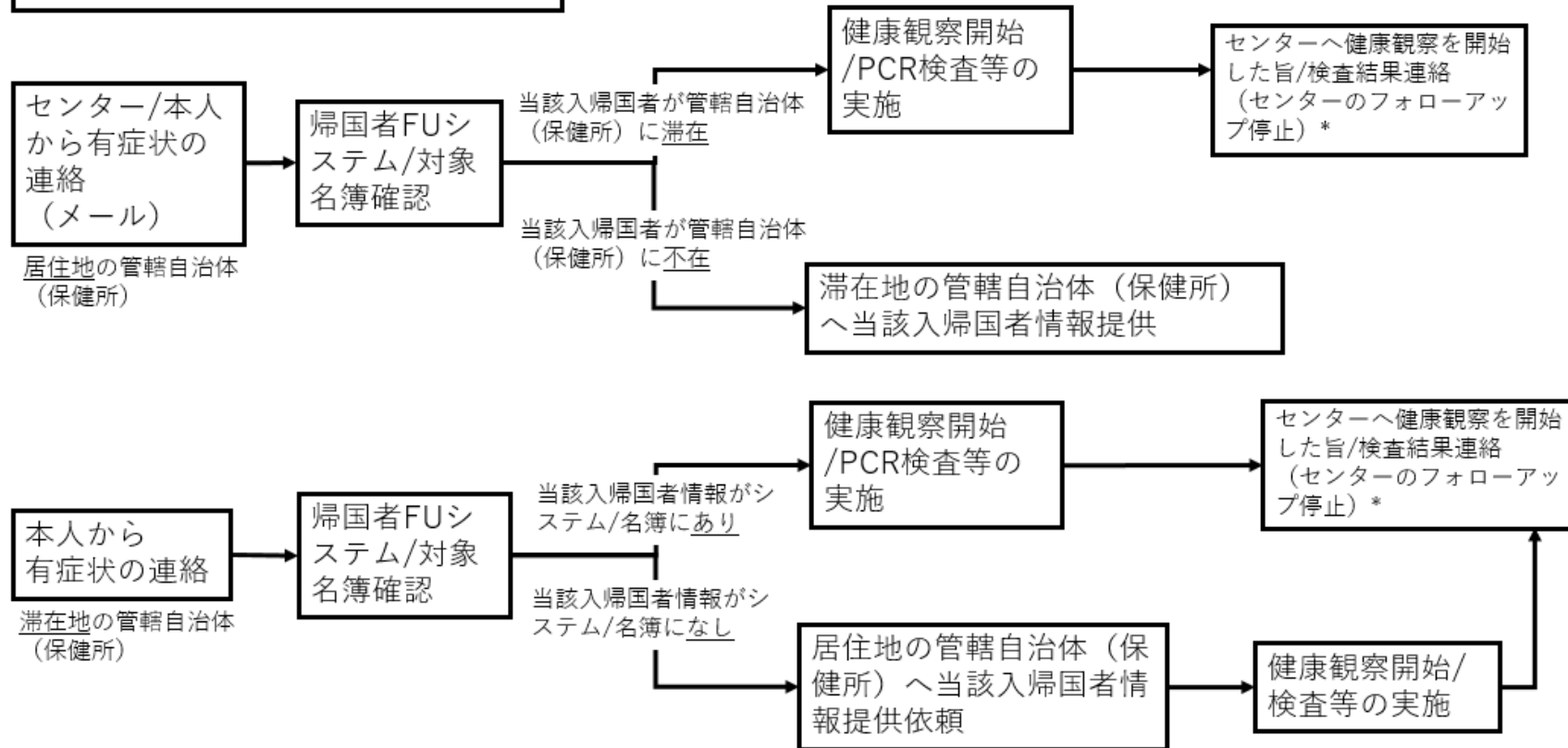
別添2：濃厚接触候補者自治体連携フロー

令和3年9月10日



別添3：有症状者自治体連携フロー

令和3年9月10日



\*センターからはアプリにて健康状態の報告を入国者本人へ依頼。その結果は帰国者フォローアップシステムで管轄自治体(保健所)が確認可能。